

年金払い退職給付制度について

令和5年10月

地方公務員共済組合連合会 年金業務部

目次

I 年金払い退職給付制度 3

II 基準利率・終身年金現価率・有期年金現価率の設定 10

III 年金払い退職給付に係る財政について 16

I 年金払い退職給付制度

I 年金払い退職給付制度

○制度概要

- ・ 共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として、平成27年10月から「年金払い退職給付」が創設されました。年金払い退職給付には「退職年金」「公務障害年金」「公務遺族年金」の3種類の給付があります。
- ・ 年金払い退職給付は、将来の年金給付に必要な原資を、あらかじめ保険料（掛金）で積み立てる「積立方式」による給付になります。

（1）保険料

- ・ 標準報酬の月額および標準期末手当等の額をもとに算定され、労使折半となります。
（現在、保険料は「標準報酬の月額等×1.5%」であり、0.75%ずつを労使で折半して拠出）

（2）退職年金

- ・ 有期退職年金および終身退職年金として支給され、有期退職年金は、原則20年支給ですが、10年を選択することも可能です（一時金の選択も可能です。）。
- ・ 受給者がお亡くなりになった場合は、終身退職年金部分は終了し、有期退職年金の残余年月がある場合は遺族に一時金として支給されます。

（3）公務障害年金と公務遺族年金

- ・ 公務により病気または負傷した組合員が、一定の要件を満たした場合に公務障害年金が、公務傷病により死亡した場合※に公務遺族年金が支給されます。

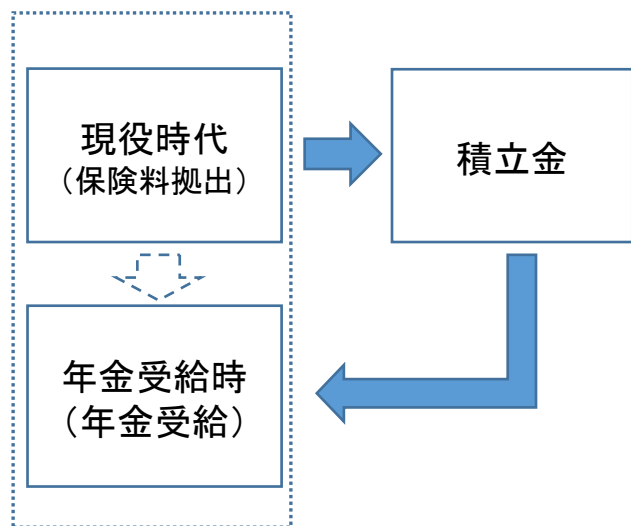
※組合員が退職後、組合員であった間に初診日のある公務傷病により、初診日から5年以内に死亡したときおよび1級または2級の公務障害年金の受給権者が、その受給権の原因となった公務傷病により死亡したときも同様です。


I 年金払い退職給付制度

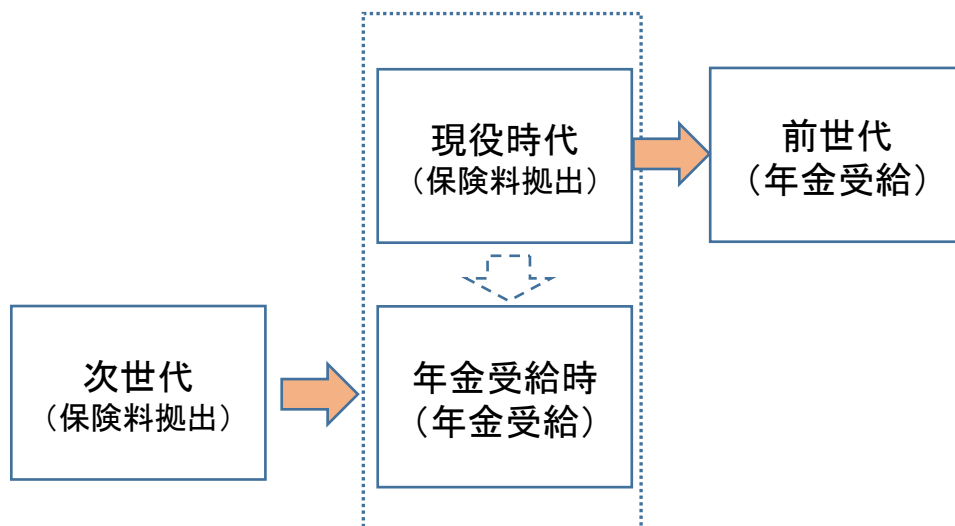
○財政方式と給付算定基礎額


- ・年金払い退職給付は、将来の年金給付に必要な原資を、あらかじめ保険料（掛金）で積み立てる「積立方式」による給付になります。
- ・組合員一人ひとりに仮想の個人勘定を設定し、この個人勘定に各月の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に付与率を乗じて得た付与額を、利子とともに毎月積み立てることになります（給付算定基礎額）。

○「積立方式」の概念図（当制度の財政方式）（参考）「賦課方式」の概念図（厚生年金等の財政方式）



※ 現役時代に事前に拠出した保険料  は、本人の年金受給時の給付の財源となる。

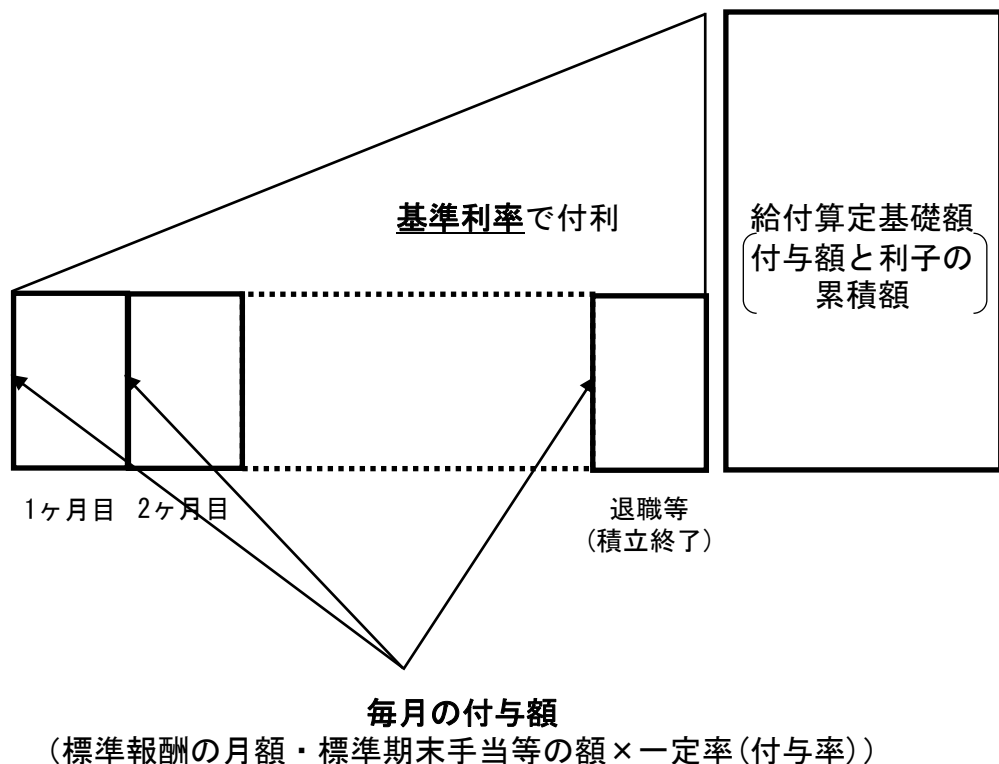


※ 現役時代に拠出した保険料  は、前世代（過去の加入期間に対応する給付）の給付の財源となる。

I 年金払い退職給付制度

○ 年金払い退職給付のイメージ

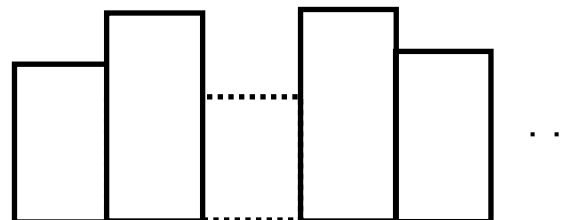
[積立時]



[給付時]

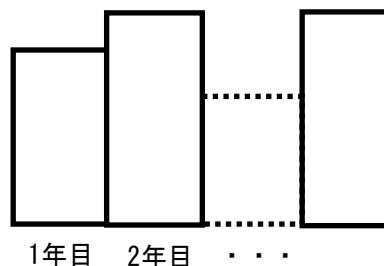
終身退職年金

給付算定基礎額の1/2 ÷ 終身年金現価率
で年金額を算出



有期退職年金 (※)

給付算定基礎額の1/2 ÷ 有期年金現価率
で年金額を算出

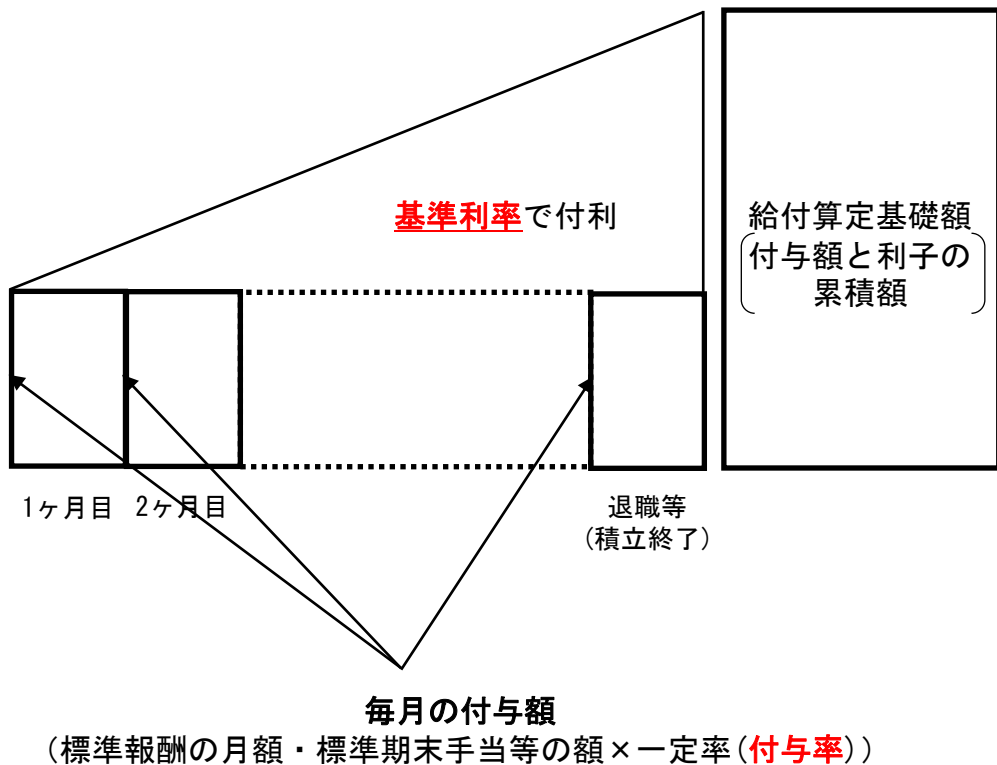


※有期退職年金は20年、10年、一時金の選択制度がある。

※ 各年の10月から翌年の9月までの期間の各月において適用される基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率は、毎年9月30日までに、地方公務員共済組合連合会の定款で定めることとされている。

I 年金払い退職給付制度

[積立時]



基準利率 (R5/10/1から0.07%)

- ・ 国債の利回りを基礎として、積立金の運用状況と その見直しなどを勘案して定める
- ・ 毎年10月に見直し
- ・ 連合会の定款に規定

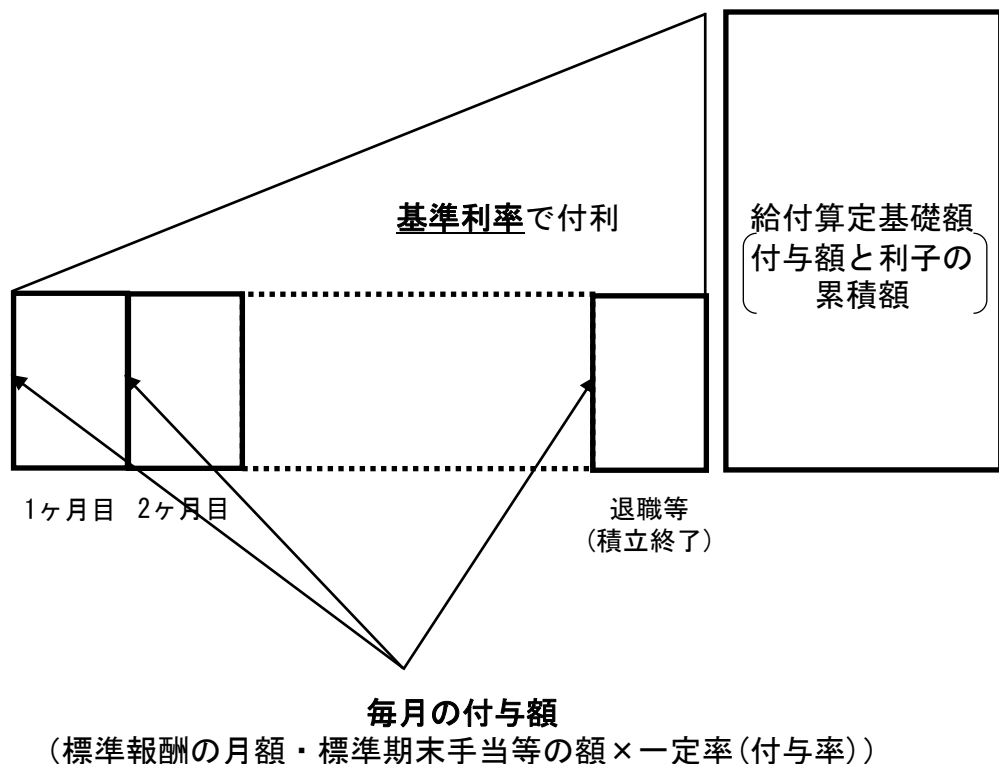
付与率 (現在は保険料率と同じ1.5%)

- ・ 財政状況により保険料率と異なることもありうる
- ・ 組合員等の生活の維持を目的とする年金制度の一環であること等を勘案
- ・ 財政が将来にわたって均衡を保つことができるように定める
- ・ 連合会の定款で規定

I 年金払い退職給付制度

○ 年金払い退職給付のイメージ（再掲）

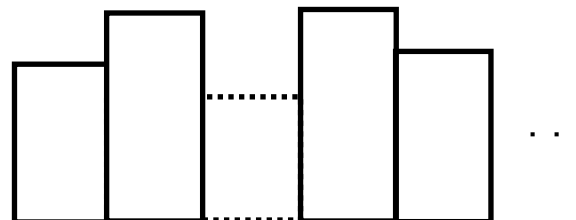
[積立時]



[給付時]

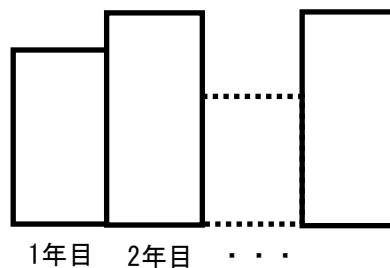
終身退職年金

給付算定基礎額の1/2 ÷ 終身年金現価率
で年金額を算出



有期退職年金 (※)

給付算定基礎額の1/2 ÷ 有期年金現価率
で年金額を算出



※有期退職年金は20年、10年、一時金の選択制度がある。

※ 各年の10月から翌年の9月までの期間の各月において適用される基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率は、毎年9月30日までに、地方公務員共済組合連合会の定款で定めることとされている。

I 年金払い退職給付制度

終身年金現価率

- ・ 基準利率・死亡率等を勘案し、**終身にわたり一定額の年金額となるよう設定**
(例：65歳の場合22.821764)
- ・ 毎年10月に見直し
- ・ 連合会の定款に規定

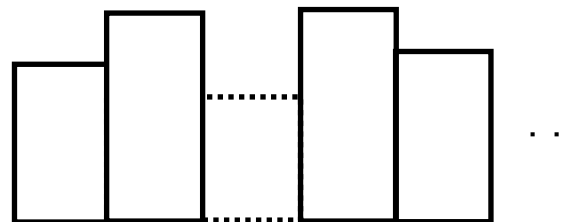
有期年金現価率

- ・ 基準利率等を勘案し、**支給する残りの期間において一定額の年金額となるよう設定**
(例：20年の場合19.859541)
- ・ 毎年10月に見直し
- ・ 連合会の定款に規定

[給付時]

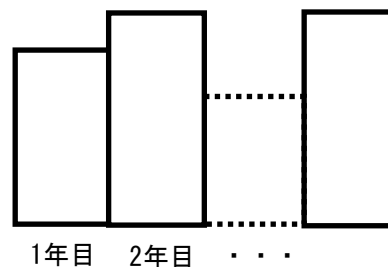
終身退職年金

給付算定基礎額の $1/2 \div$ **終身年金現価率**
で年金額を算出



有期退職年金 (※)

給付算定基礎額の $1/2 \div$ **有期年金現価率**
で年金額を算出



※有期退職年金は20年、10年、一時金の選択制度がある。

Ⅱ 基準利率・終身年金現価率・有期年金現価率の設定

Ⅱ 基準利率・終身年金現価率・有期年金現価率の設定

基準利率、終身年金現価率および有期年金現価率は、法律において各年の10月から翌年の9月までの期間において適用することとされており、毎年10月に改定します。

1 基準利率

基準利率とは、退職等年金給付の額の算定基礎となる給付算定基礎額のうち、利子の額を求めるための率となっています。

あわせて、終身年金現価率及び有期年金現価率を計算するとき使用する率にもなっています。

<近年の基準利率の推移>

H30/10～	R1/10～	R2/10～	R3/10～	R4/10～	R5/10～
0.06%	0.06%	0.00%	0.00%	0.02%	0.07%

○基準利率の設定方法

基準利率は、国債の利回りを基礎として、積立金の運用の状況とその見通し等を勘案して定めます。基礎とする国債の利回りは、

10年国債の応募者利回りの「直近1年(前年度)平均」と「直近5年平均」のうち低い率を使用することとなっております。

令和5年10月から適用される基準利率については、

「直近1年(前年度)平均」が0.2973%

「直近5年平均」が0.0756%

であったこと等※により、0.07%が適用されることとなっております。

※地共済および国共済の運用利回りの見通しの加重平均が国債の利回りを下回る場合には、地共済または国共済の運用利回りの見通しのいずれか低い率を使用することとなっております。

今回は、加重平均(0.5223%)が国債の利回り(0.0756%)を上回ったため、国債の利回りが適用されております。

Ⅱ 基準利率・終身年金現価率・有期年金現価率の設定

○ 10年国債の応募者利回りの平均について

〈直近1年(前年度)〉

(単位:%)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	1年平均
0.2010	0.2450	0.2390	0.2480	0.1680	0.2350	
10月	11月	12月	1月	2月	3月	0.2973
0.2480	0.2480	0.2500	0.5000	0.4850	0.5000	

〈過去の応募者利回り〉

(単位:%)

30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年平均
0.0627	△0.1031	0.0353	0.0858	0.2973	0.0756

5年平均(0.0756%)の方が1年平均(0.2973%)より低いため、10年国債応募者利回りの実績は0.0756%となる。

Ⅱ 基準利率・終身年金現価率・有期年金現価率の設定

2 終身年金現価率

終身年金現価率は、終身退職年金額を求めるための率です。
基準利率、死亡率の状況及びその見通しなどを勘案して終身にわたり一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率として定めることとされています。

【終身年金現価率・一部抜粋】

年齢	R5/10/1から	R5/9/30まで
60歳	27.052936	27.261629
65歳	22.821764	22.972879

3 有期年金現価率

有期年金現価率は、有期退職年金額を求めるための率です。
基準利率などを勘案して支給する残りの期間において一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率として定めることとされています。

【有期年金現価率・一部抜粋】

期間	R5/10/1から	R5/9/30まで
120月(10年)	9.964513	9.989841
240月(20年)	19.859541	19.959725

Ⅱ 基準利率・終身年金現価率・有期年金現価率の設定


○有期退職年金額と有期年金現価率（20年の例）



有期退職年金額は **給付算定基礎額の1/2 ÷ 有期年金現価率(20年:19.859541)** により算出します。
 有期年金現価率は、基準利率による割引を考慮して求めます(下図)。

その結果、「給付算定基礎額の1/2」が20万円の場合、支給開始時の有期退職年金額は、

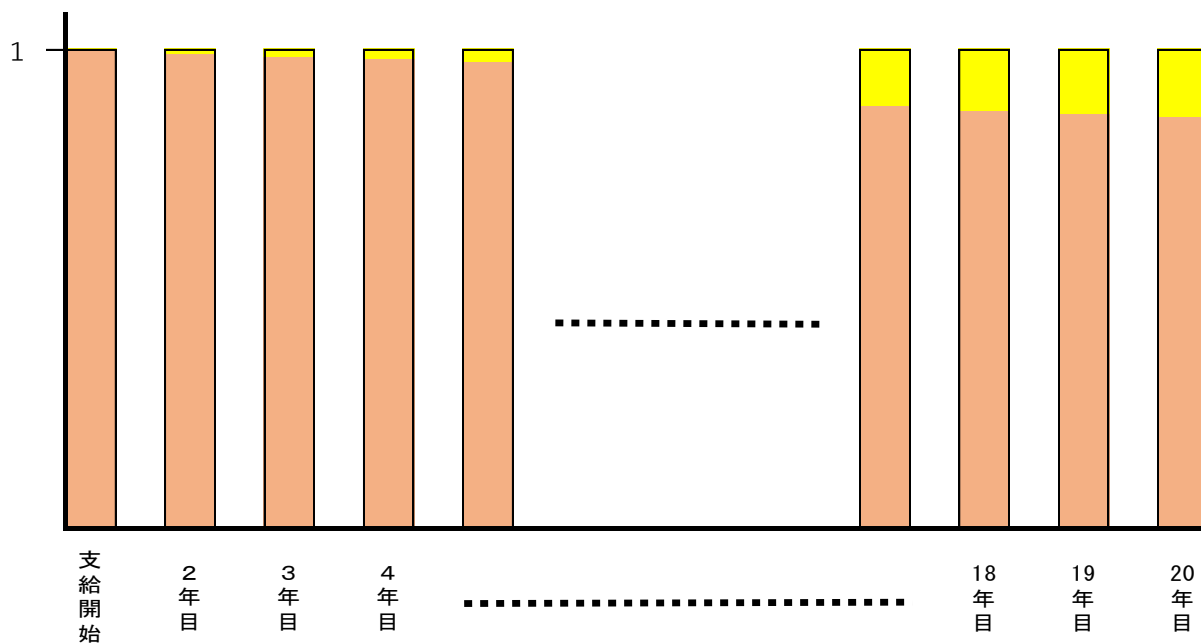
$$200,000\text{円} \div 19.859541 \Rightarrow 10,100\text{円(1年あたり)}$$

となります。

有期年金現価率：  を合計した値（20年の場合：19.859541）

  : 毎年の有期年金（これを1として計算（全期間計20））

 : 基準利率による、年金支給開始時からの期間に応じた割引部分



Ⅱ 基準利率・終身年金現価率・有期年金現価率の設定

○終身退職年金額と終身年金現価率（65歳の例）

終身退職年金額は、**給付算定基礎額の1/2** ÷ **終身年金現価率(65歳:22.821764)** により算出します。
 終身年金現価率は、基準利率による割引に加え、将来の死亡率の影響についても考慮して求めます(下図)。
 その結果、「給付算定基礎額の1/2」が20万円の場合、支給開始時の終身退職年金額は、

$$200,000\text{円} \div 22.821764 \Rightarrow 8,800\text{円(1年あたり)}$$

となります。

終身年金現価率：  を合計した値（65歳の場合：22.821764）



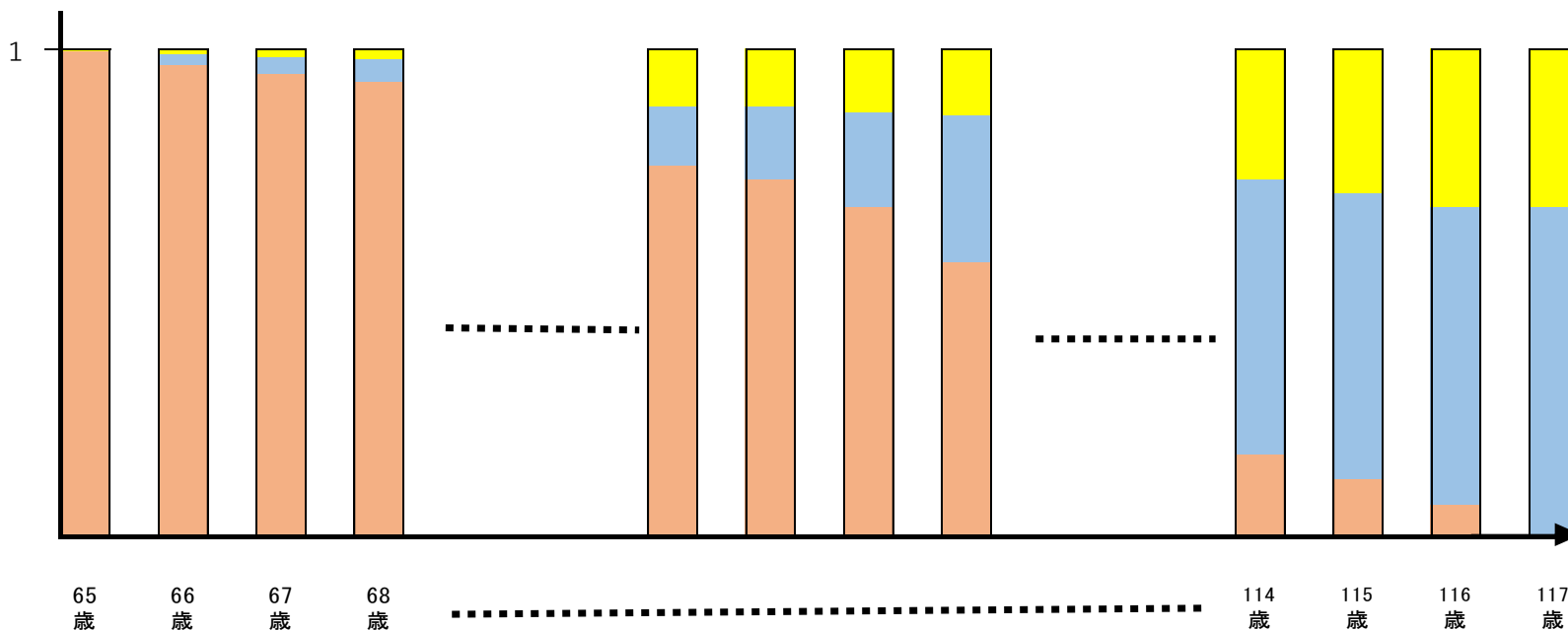
： 毎年の終身年金（これを1として計算）



： 基準利率による、年金支給開始時からの期間に応じた割引部分



： 年金支給開始時からの期間に応じた死亡発生による必要額の減少部分



Ⅲ 年金払い退職給付に係る財政について

Ⅲ 年金払い退職給付に係る財政について

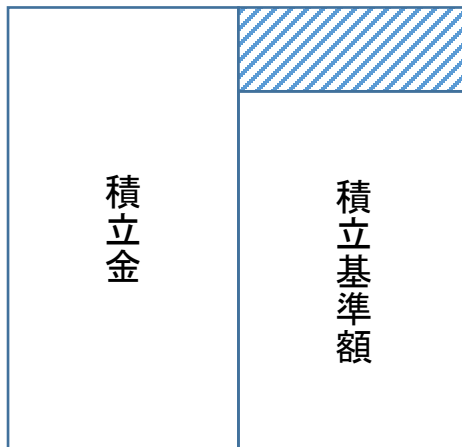
○ 年金払い退職給付に係る財政状況の確認(毎年実施)

- ・ 財政状況の確認として、将来の給付に向けて積み立てておくべき金額(「積立基準額」)を計算し、実際の積立金の額と比較することにより、財政状況をチェックします。
- ・ 積立基準額は、以下の式により計算します。

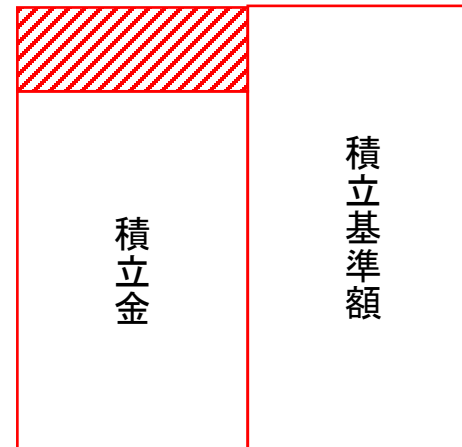
$$\text{「積立基準額」} = \text{「総給付現価(将来給付する年金額等の現価)」} \\ - \text{「保険料収入現価(将来の保険料収入の現価)」}$$

○ 財政状況のイメージ

① 積立金 > 積立基準額となり、剰余の状態。



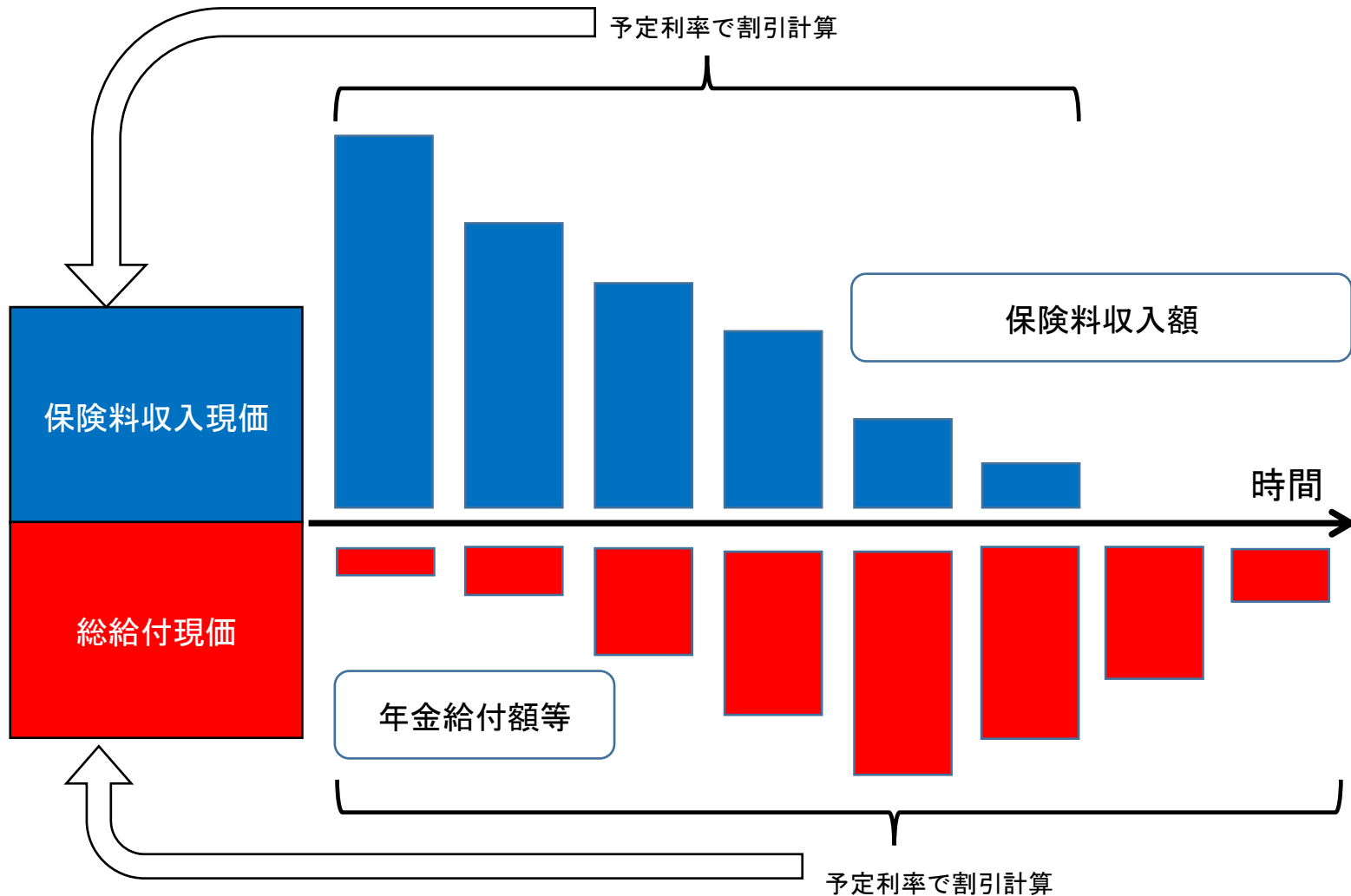
② 積立金 < 積立基準額となり、不足の状態。



Ⅲ 年金払い退職給付に係る財政について

○ 「現価」について(イメージ)

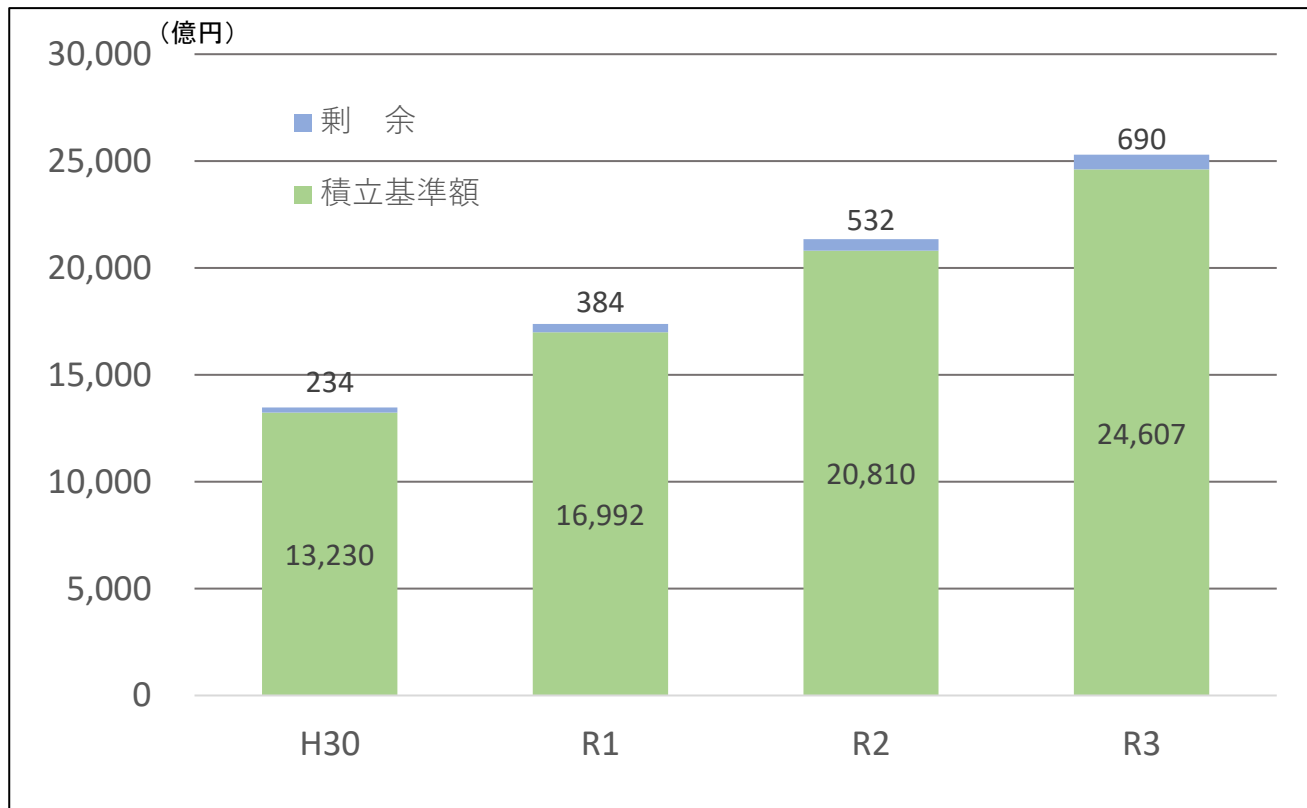
- ・ 「現価」とは、将来の各年に発生する給付費や保険料などを予定利率で割引計算して現在に換算した価値をいいます。



Ⅲ 年金払い退職給付に係る財政について

○ 近年の財政状況

※ 近年は、剰余の状況（積立金＞積立基準額）が続いており、令和3年度末は、国共済と地共済を合計した剰余の額は約690億円となりました。



Ⅲ 年金払い退職給付に係る財政について

○ 財政再計算

- ・ 毎年行う財政状況の確認での積立基準額の計算においては、過去の実績値に基づく算定基礎(標準報酬や年金失権率など)を使用し、将来の給付費等の推計計算を行っています。
- ・ 財政再計算では、この算定基礎を最近の実績に基づくものに改めた上で、積立基準額と積立金とが将来にわたって均衡を保つことができるように保険料率等の見直しを行っております。
- ・ 財政再計算は、少なくとも5年ごとに行うこととされています。

○ 平成30年度に実施した財政再計算の結果(概要)

平成30年度に1回目の財政再計算を行いました。

その結果、保険料率は1.5%(このうち組合員負担分は0.75%)となり、それまでの保険料率と変わらないこととなりました。

○ 令和5年度の財政再計算

平成30年度に実施した財政再計算から5年を経過するため、令和5年度に財政再計算を行います。
(新しい保険料率等は令和6年4月1日より適用される予定となっております。)